

一般職の職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月13日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第50号

一般職の職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員の初任給調整手当支給規則（平成14年函館市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「および子ども未来部」を削る。

別表中	「	308,600円	「	309,200円	に改める。
		305,300円		305,900円	
		302,000円		302,600円	
		298,700円		299,300円	
		295,400円		296,000円	
		292,100円		292,700円	
		278,300円		279,700円	
		264,300円		265,700円	
		250,800円		252,200円	
		236,900円		238,300円	
		223,200円		224,600円	
		205,600円		207,000円	
		188,500円		189,900円	
		171,200円		172,600円	
		153,600円		155,000円	
		135,600円		137,000円	
		117,300円		118,700円	
		99,400円		100,800円	
		73,400円		76,200円	
		49,100円		51,900円	
29,900円	32,700円				
」	」				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。